

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年2月8日

【四半期会計期間】 第20期第3四半期(自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日)

【会社名】 21LADY株式会社

【英訳名】 21LADY Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 米道 利成

【本店の所在の場所】 東京都千代田区二番町5番地5

【電話番号】 03-6279-4887

【事務連絡者氏名】 取締役 北川 善裕

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

【電話番号】 03-6279-4887

【事務連絡者氏名】 取締役 北川 善裕

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期 第3四半期 連結累計期間	第20期 第3四半期 連結累計期間	第19期
会計期間	自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日	自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高 (千円)	1,946,814	1,888,178	2,557,235
経常利益又は経常損失(△) (千円)	3,382	△68,168	△2,740
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失(△) (千円)	△12,458	△90,478	△23,592
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△12,468	△91,430	△24,283
純資産額 (千円)	17,295	276,303	55,462
総資産額 (千円)	933,977	1,220,156	918,729
1株当たり四半期(当期) 純損失(△) (円)	△1.79	△12.71	△3.39
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	1.8	22.6	6.0

回次	第19期 第3四半期 連結会計期間	第20期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日
1株当たり四半期純利益又は1株 当たり四半期純損失(△) (円)	1.53	△7.37

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第19期第3四半期連結累計期間及び第19期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第20期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(ヒロタ事業)

第1四半期連結会計期間より、当社の連結子会社である株式会社洋菓子のヒロタが、子会社とした株式会社あわ家惣兵衛を連結の範囲に含めております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

当社グループは、前連結会計年度まで営業キャッシュ・フローのマイナスを継続しており、当第3四半期連結累計期間において65,949千円の営業損失を計上しております。このため、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載のとおり、当該状況の改善に全力を挙げて取り組んでまいります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、雇用環境や企業収益は堅調に推移した一方で、世界的な通商問題や金融資本市場の変動により、先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループはヒロタ・イルムス両事業におきまして、直営店の収益改善や流通・法人部門を中心に、新チャネルによるマーケティング力、販売力強化及び経営計画の達成を目指し取り組んでまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高1,888,178千円（前年同四半期比3.0%減）、営業損失65,949千円（前年同四半期は8,472千円の営業利益）、経常損失68,168千円（前年同四半期は3,382千円の経常利益）、親会社株主に帰属する四半期純損失90,478千円（前年同四半期は12,458千円の親会社株主に帰属する四半期純損失）となりました。

セグメント別には、次のとおりであります。

ヒロタ事業

直営店舗におきましては、ギフト商品の強化、ハロウィン・クリスマスのイベント強化等により直営店舗の活性化を図り、収益改善に努めてまいり、当第3四半期連結会計期間末の直営店舗数は16店舗となりました。

ヒロタのホールセール部門におきましては、首都圏において既存重点取引先の販売拡大、新商材の販売に注力したことにより、売上高は前年同四半期比108.2%となりました。

また、平成30年7月より、株式会社洋菓子のヒロタの子会社となった株式会社あわ家惣兵衛においては、12月に不採算店舗を1店舗退店したものの直営店の売上が伸び悩み、営業利益は計画を下回りました。

この結果、売上高は1,524,503千円（前年同四半期比5.4%増）、営業利益は28,345千円（前年同四半期比54.0%減）となりました。

イルムス事業

直営店舗におきましては、9月からの秋冬商品及び11月からのクリスマス商品を重点販売商品として販売強化を図った結果、クリスマス商品については好調に推移いたしました。また横浜店におきましては、10月末から1ヶ月間の百貨店催事スペースでの家具催事を展開することにより、売上拡大を図りました。

ブランドビジネスでは、11月に梅田店卸売で8,500千円の売上が獲得できましたが、コーポレート営業の売上減により、営業利益は計画を下回りました。

なお、当第3四半期連結会計期間末の総店舗数は6店舗となりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は363,675千円（前年同四半期比27.4%減）、営業損失は25,795千円（前年同四半期は14,841千円の営業損失）となりました。

また、当第3四半期連結会計期間の末日現在の財政状態は、総資産は、前連結会計年度末に比べ301,426千円増加し、1,220,156千円となりました。これは、流動資産において現金及び預金が115,746千円増加、売掛金が48,565千円増加したことによるものであります。

負債は、前連結会計年度末に比べ80,585千円増加し、943,852千円となりました。これは主に、流動負債において買掛金が38,694千円増加し、固定負債において長期借入金47,123千円増加したことによるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ220,841千円増加し、276,303千円となりました。これは主に、資本金が156,420千円、資本剰余金が155,233千円増加したことによるものであります。

(2)事業等のリスクに記載した重要事象等を改善するための対応策

当社グループは、「第2 事業の状況 1 事業等のリスク」に記載のとおり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループの対応策の詳細は、「第4 経理の状況 継続企業の前提に関する事項」に記載しております。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,570,000
計	17,570,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成31年2月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,285,253	8,285,253	名古屋証券取引所 (セントレックス)	単元株式数は100株で あります。
計	8,285,253	8,285,253	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成31年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成30年12月12日
新株予約権の数	3,950個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	395,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき263円(注) 2
新株予約権の行使期間	平成30年12月29日から 平成31年12月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 160円 資本組入額 80円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4

※ 新株予約権の発行時(平成30年12月28日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は100株であります。

下記2に記載する行使価額(2に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、2に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を四捨五入するものとする。本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの財産の価額（以下「行使価額」という。）は、263円とする。但し、下記に定めるところに従い調整されるものとする。

本新株予約権の割当日後、(イ)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{交付前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(イ)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i)本項(ハ)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又は係る交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii)当社普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii)本項(ハ)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(ハ)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(iv)当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(ハ)(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(v)本項(イ)(i)から(iv)までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(イ)(i)から(iv)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権の新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ロ)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額の差が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を引いた額を使用する。

(ハ)その他

(i)行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ii)行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項(イ)(v)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (iii) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また本項(イ)(v)の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (ニ) 本項(イ)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のための行使価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (ホ) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項(イ)(v)に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
3. (1) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該授權株式数を超過する部分に係る新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各新株予約権は一部行使を行うことができる。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権の割当予定先と締結する「総数引受契約」に定めるところによる。
4. 吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。
- (1) 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年12月28日	1,185,000	8,285,253	156,420	371,035	155,235	369,753

(注) 有償第三者割当 発行価格263円 資本組入額132円

割当先 OKT有限責任事業組合、ODCキャピタル有限責任事業組合、KMキャピタルパートナーズ有限責任事業組合、KNKバリューアップ有限責任事業組合

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成30年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成30年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,099,900	70,999	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 353	—	—
発行済株式総数	7,100,253	—	—
総株主の議決権	—	70,999	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成30年10月1日から平成30年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人ハイビスカスによる四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第19期連結会計年度 才和有限責任監査法人

第20期第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間 監査法人ハイビスカス

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	247,155	362,902
売掛金	275,868	324,433
たな卸資産	114,043	138,050
その他	16,885	29,933
流動資産合計	653,952	855,320
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	150,686	185,933
その他	39,037	52,182
有形固定資産合計	189,724	238,115
無形固定資産		
のれん	—	6,153
その他	16,031	14,667
無形固定資産合計	16,031	20,820
投資その他の資産		
その他	※1 58,617	※1 96,322
貸倒引当金	△376	△376
投資その他の資産合計	58,241	95,946
固定資産合計	263,997	354,882
繰延資産		
株式交付費	779	7,777
新株予約権発行費	—	2,175
繰延資産合計	779	9,953
資産合計	918,729	1,220,156
負債の部		
流動負債		
買掛金	180,281	218,975
短期借入金	25,231	13,934
1年内返済予定の長期借入金	20,105	27,362
リース債務	14,385	12,404
未払法人税等	7,472	6,054
未払消費税等	67,930	41,356
未払金	233,466	258,067
未払費用	79,174	97,328
資産除去債務	—	1,362
その他	6,523	704
流動負債合計	634,571	677,550
固定負債		
長期借入金	—	47,123
リース債務	91,075	81,842
繰延税金負債	142	163
長期未払金	96,495	95,495
資産除去債務	8,144	7,617
その他	32,838	34,060
固定負債合計	228,695	266,302
負債合計	863,267	943,852

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	214,615	371,035
資本剰余金	550,343	705,576
利益剰余金	△708,858	△799,337
自己株式	△10	△24
株主資本合計	56,089	277,250
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△680	△1,619
その他の包括利益累計額合計	△680	△1,619
新株予約権	—	632
非支配株主持分	52	40
純資産合計	55,462	276,303
負債純資産合計	918,729	1,220,156

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
売上高	1,946,814	1,888,178
売上原価	946,719	907,341
売上総利益	1,000,094	980,837
販売費及び一般管理費	991,622	1,046,787
営業利益又は営業損失(△)	8,472	△65,949
営業外収益		
受取利息	16	5
受取配当金	45	82
助成金収入	621	648
貸倒引当金戻入額	171	—
講演料等収入	375	—
違約金収入	—	1,569
その他	509	633
営業外収益合計	1,739	2,938
営業外費用		
支払利息	4,380	3,973
株式交付費	2,438	1,001
新株予約権発行費	—	181
その他	10	—
営業外費用合計	6,829	5,156
経常利益又は経常損失(△)	3,382	△68,168
特別損失		
固定資産除却損	108	2,693
減損損失	—	3,259
弁護士報酬等	—	4,500
店舗閉鎖損失	6,590	600
たな卸資産除却損	—	6,947
和解金	4,383	—
特別損失合計	11,083	17,999
税金等調整前四半期純損失(△)	△7,700	△86,168
法人税、住民税及び事業税	4,735	4,301
法人税等調整額	33	21
法人税等合計	4,768	4,323
四半期純損失(△)	△12,468	△90,491
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△9	△12
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△12,458	△90,478

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
四半期純損失(△)	△12,468	△90,491
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	△939
その他の包括利益合計	—	△939
四半期包括利益	△12,468	△91,430
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△12,458	△91,418
非支配株主に係る四半期包括利益	△9	△12

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、前連結会計年度まで営業キャッシュ・フローのマイナスを継続しており、当第3四半期連結累計期間において65,949千円の営業損失を計上しております。このため、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

この事象を解消し、又は改善するため、ヒロタ事業・イルムス事業において以下の施策を実行いたします。

ヒロタ事業

株式会社洋菓子のヒロタは、直営店におきましては既存店舗の活性化のため、翌期より、順次小規模ながらリニューアルを実施してまいります。ホールセール部門におきましては、重点取引先の売上強化に加え、新チャネルの拡大及びOEM生産も含めた新たな商材による売上拡大に注力します。また、あわ家惣兵衛においては、ヒロタの千葉工場において、あわ家惣兵衛の商品の生産を開始し、シナジー効果を発揮してきており、今後、更なる収益性を高めてまいります。

具体的な施策は以下のとおりであります。

(洋菓子のヒロタ)

- ① リニューアルによる既存直営店舗の活性化及びネット販売の拡充
- ② 既存重点取引先の売上拡大及び新たな商材の販売拡大
- ③ 千葉工場の設備投資による設備改修、更新及び稼働率アップ

(あわ家惣兵衛)

- ① 不採算店舗の見直し
- ② 商品の強化による季節限定店舗の積極的な出店
- ③ ヒロタとのシナジー効果等による製造原価の低減

イルムス事業

株式会社イルムスジャパンは第3四半期に引き続き、秋冬商品とセール商品の販売強化による売上拡大を目指してまいります。

具体的な施策は以下のとおりであります。

- ① 秋冬商品の最終販売による売上高の確保及びセール商品の販売強化による売上高の拡大
- ② 春夏商品では新商材仕入資金の拡充で品揃えを充実させ、またワークショップの開催による集客強化により売上拡大を図る
- ③ コーポレート営業の年度最終である第4四半期でのブランド案件の獲得

当社グループといたしましては、通期連結業績予想におきまして、平成31年3月期の連結貸借対照表において債務超過になる見込みでありましたが、平成30年12月に第三者割当による新株式及び第7回新株予約権の発行により、資産超過となる見込みであります。また、ヒロタ事業において順調な業績回復が図られており、イルムス事業において直営店舗及びコーポレート部門の更なる収益拡大と改善を進め、今後、財務面につきまして業績回復と連動した改善及び継続的に安定した経営を目指してまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上にあり、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、連結子会社である株式会社洋菓子のヒロタが株式会社あわ家惣兵衛の全株式取得を行い子会社としたため、同社を連結の範囲に含めております。

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 日本年金機構千代田年金事務所に敷金及び保証金3,595千円が差押となっておりますが、対応する債務については計画に従い継続して返済しております。なお、平成31年1月22日をもって同敷金及び保証金の差押は解除となっております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)
減価償却費	18,431千円	16,612千円
のれんの償却額	一千円	683千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

1. 配当に関する事項
該当事項はありません。
2. 株主資本の著しい変動に関する事項
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)

1. 配当に関する事項
該当事項はありません。
2. 株主資本の著しい変動に関する事項
当社は、平成30年12月12日開催の取締役会において決議いたしました、第三者割当による新株式及び第7回新株予約権の発行につきまして、平成30年12月28日に払込みを受けております。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金が156,420千円、資本剰余金が155,233千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が371,035千円、資本剰余金が705,576千円となっております。

(企業結合関係)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

- ① 相手企業の名称及び取得した事業の内容
相手企業の名称 株式会社あわ家惣兵衛
事業の内容 菓子小売業

② 企業結合を行った主な理由

株式会社あわ家惣兵衛は、創業69年、屋号を「惣兵衛最中本舗あわ家惣兵衛」とし、和菓子中心の製造、販売会社であり、本店の大泉学園町におきましては、高いブランド力をもっており、手づくりながら確かな生産技術と優れた商品企画力を有しており、同社について、財務状況、商品力、企画力等において高い成長の可能性があると判断し、今回の株式取得を行うことといたしました。今回の株式取得は、同じ菓子食品を取り扱う当社の連結子会社である株式会社洋菓子のヒロタで行いますが、洋菓子のヒロタの千葉工場には和菓子の製造機械も有していることから、今後、①生産性の向上が見込まれ、また、②商品企画力の向上、③人材の補強、④店舗開発を両社で補完しあうことで、シナジー効果が期待でき、売上向上に繋がることから、当社グループの企業価値の向上に資するものと考えております。

- ③ 企業結合日
平成30年6月29日（株式取得日）
平成30年6月30日（みなし取得日）
- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
- ⑤ 結合後企業の名称
変更ありません。
- ⑥ 取得した議決権比率
100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が、現金を対価として株式を取得したことによります。
- (2) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
被取得企業のみなし取得日を平成30年6月30日としており、かつ四半期連結決算日との差異が3ヶ月を超えないことから第1四半期会計期間より貸借対照表を連結しており、連結損益計算書については第2四半期会計期間より被取得企業の業績を含めております。
- (3) 取得した事業の取得原価及びその内訳
取得の対価 20千円
取得原価 20千円
- (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- ① 発生したのれん
6,836千円
- ② 発生原因
今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。
- ③ 償却方法及び償却期間
5年間にわたる均等償却

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	ヒロタ 事業	イルムス 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	1,446,179	500,634	1,946,814	—	1,946,814	—	1,946,814
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	1,446,179	500,634	1,946,814	—	1,946,814	—	1,946,814
セグメント利益又は損失(△)	61,575	△14,841	46,733	△36	46,697	△38,225	8,472

- (注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△38,225千円は、持株会社である親会社に係る費用であります。
2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
3. その他は、フィンテック事業の費用であります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

Ⅱ 当第3四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	ヒロタ 事業	イルムス 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	1,524,503	363,675	1,888,178	—	1,888,178	—	1,888,178
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	1,524,503	363,675	1,888,178	—	1,888,178	—	1,888,178
セグメント利益又は損失(△)	28,345	△25,795	2,550	△69	2,480	△68,430	△65,949

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△68,430千円は、持株会社である親会社に係る費用であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. その他は、フィンテック事業の費用であります。

4. 平成30年7月より、株式会社洋菓子のヒロタの子会社となった株式会社あわ家惣兵衛がヒロタ事業に含まれております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「イルムス事業」において、店舗の退店が決定したため固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては3,259千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

「ヒロタ事業」において、第1四半期連結会計期間より、連結子会社である株式会社洋菓子のヒロタが株式会社あわ家惣兵衛の発行済株式の全部を取得したことにより、のれんが発生し、当第3四半期連結累計期間においてのれんの増加額は6,153千円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	△1円79銭	△12円71銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純損失(△)(千円)	△12,458	△90,478
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失(△)(千円)	△12,458	△90,478
普通株式の期中平均株式数(株)	6,959,837	7,117,431

(注) 1. 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年2月6日

21LADY株式会社
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 高橋 克幸 印

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 阿部 海輔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている21LADY株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、21LADY株式会社及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度まで営業キャッシュ・フローのマイナスを継続しており、当第3四半期連結累計期間においても65,949千円の営業損失を計上している状況にある。このため、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。